竹原市公募型補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくりに関する市民の参加意欲を高め、新たな市民活動を促進するため、市が行う公募に応じて市民自らが企画し自主的に行う市民福祉の向上につながる公益的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付を受けることのできるものは、次の各号に掲げる基準を満たす団体とする。
 - (1) 市内に活動の拠点を有していること。
 - (2) 構成員が5人以上であること。
 - (3) 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
 - (4) 政治, 宗教又は営利を目的としていないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる 要件のすべてを満たす事業とする。
 - (1) 自ら企画し、かつ、実施するものであること。
 - (2) 市民福祉の向上、地域社会の発展その他の公益に寄与するものであること。
 - (3) 主に市内で実施されるものであること。
 - (4) 事業又は事業効果の継続・発展が見込めるものであること。
 - (5) 営利を目的とするものでないこと。
 - (6) 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。
 - (7) 当該事業の実施について国又は地方公共団体から補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 団体の事務所等を維持するための経費
 - (2) 団体の経常的な活動に要する経費
 - (3) 団体の構成員による親睦を目的とする会合の飲食費
 - (4) 団体の構成員に対する人件費, 謝礼等
- 2 補助対象事業の実施によって収入が見込まれる場合は、補助対象経費から当該収入の 見込額を控除するものとする。

(補助の基準)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)であって、25万円を限度とする。

- 2 1団体が申請できる事業は、1年度につき1事業とする。 (補助対象事業の公募)
- 第6条 市長は、期間を定めて、補助対象事業を公募するものとする。
- 2 市長は、補助対象事業を公募するときは、公募に関する事項を定め、これを公表する ものとする。

(応募の方法)

- 第7条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体(以下「応募団体」という。)は、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 公募型補助金事業企画書(様式第1号)
 - (2) 市民活動団体概要書(様式第2号)
 - (3) 公募型補助金事業計画書(様式第3号)
 - (4) 公募型補助金事業収支予算書(様式第 4 号)
 - (5) 規約, 会則その他これらに準ずるもの
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(事業の審査)

- 第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、竹原市補助金審査委員会 (以下「委員会」という。) においてその内容を審査するものとする。
- 2 応募団体は、前項の審査において、必要に応じ事業の内容に関し説明を行うものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (事業の決定及び公表)
- 第9条 市長は、前条第1項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、その旨を公募型補助金選考結果通知書(様式第5号)により応募団体に通知するとともに、補助金の交付を決定した団体の名称、補助対象事業の名称、内容等を公表するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金交付申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた応募団体は、補助金の交付を受けようとするときは、公募型補助金交付申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第11条 市長は、前項の申請を受けたときは、補助金の額を決定し、公募型補助金交付 決定通知書(様式第7号)により、応募団体に通知するものとする。

(変更承認申請等)

- 第12条 応募団体は、補助金の交付の決定を受けた後に第7条各号に掲げる書類の記載 事項を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、公募型補助金変更(中止) 承認申請書(様式第8号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、公募型補助金変

更(中止)承認決定通知書(様式第9号)により、前項の申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)は、補助対象事業が完了したとき、補助対象事業の中止の承認を受けたとき又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 公募型補助金実績報告書(様式第10号)
 - (2) 公募型補助金事業報告書(様式第11号)
 - (3) 公募型補助金収支決算書(様式第12号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、提出された実績報告書の概要を公表するものとする。
- 4 市長は、補助金交付団体から補助事業についての成果の報告を受けるため、実績報告会を開催するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、公募型補助金額確定通知書(様式第13号)により補助金交付団体に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第15条 前条の規定により確定通知を受けた補助金交付団体は、補助金の交付を受けようとするときは、公募型補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出するものとする。 (概算払請求書の提出)
- 第16条 補助金交付団体は、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとすると きは、公募型補助金概算払請求書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金交付団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に反したときは、補助金の全部 又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

(その他)

- 第18条 補助金交付団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておくものとする。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌 年度から5年間保管するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付団体に対し、第1項に規定する帳簿 及び証拠書類の閲覧その他補助対象事業に関し必要な検査を行うことができる。

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

		公募型権	甫助金事	事業企	画書			
						年	月	日
 竹原市長	あて							
13//3/11/20								
			住所	Î				
			団体	名				
			代表	者氏	名			
次のとおり事業	を企画し	たので,	関係	書類を	添えて提出	します。		
団体の概要	別添	「団体概	要書(様	关式第2	2号)」のと	おり		
事業の名称								
事業の概要	別添	「公募型	補助金	事業記	十画書(様式)	第3号)」(のとおり)
		年	月	日	から			
実施予定期間		,	, ,	, .				
		年	月	日	まで			
事業経費の配分								
及び経費の使用	別添「么	公募型補	助金事	業収え	支予算書(様:	式第4号)」	のとお	3り
方 法								

備考 この企画書には、規約、会則その他これらに準ずる書類を添付してくだ さい。

様式第2号(第7条関係)

市民活動団体概要書

団体名					
代表者					
	氏名				
連絡責任者	住所				
	電話		FAX		
	E-mail				
構成員		人(うち役	員	人)	
設立の経緯					
活動の目的					
主な活動内容 活動実績					

様式第3号(第7条関係)

公募型補助金事業計画書

現状の課題	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
事業の日程	
事業の実施体制	
事業のPR方法	

備考 その他参考となる書類がある場合は添付してください。

様式第4号(第7条関係)

公募型補助金事業収支予算書

収入の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

支出の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

様式第5号(第9条関係)

公募型補助金選考結果通知書

指令第号年月日

様

竹原市長

印

年 月 日付けで応募がありました公募型補助金事業に係る 選考結果については、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

記

- 1 選考結果 採択・不採択
- 2 審査の結果(不採択の場合のみ開示)

項目	点数
申請団体の平均点	点
採択団体の最低点	点
貴団体の審査点数	点

様式第6号(第10条関係)

公募型補助金交付申請書

						年	月	日
	竹原市長 あ	て						
				住所				
				団体	名			
				代表	者氏名			
	公募型補助金の交付 定により,関係書類		下記のと	こおり申		金交付	要綱第	10条の
			Ī	記				
1	補助事業名							-
2	補助金交付申請額	<u>金</u>			<u>円</u>			
3	事業実施期間		年	月	日から			
			年	月	日まで			

様式第7号(第11条関係)

公募型補助金交付決定通知書

 指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

竹原市長

年 月 日付けをもって申請のありました公募型補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、竹原市公募型補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 条件
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等を中止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合,又は補助事業等の遂行が 困難となった場合は,速やかに市長に報告して,その指示を受けること。

様式第8号(第12条関係)

公募型補助金変更(中止)承認申請書

月 巨	1
E	\bigcirc
定を受け	} <i>∱</i> -
し で が が が が が の が の の の の の の の の の の の の の	
します。	
,	定を受け で,竹原

様式第9号(第12条関係)

公募型補助金変更(中止)承認決定通知書

指令	第	号	
年	月	日	

様

竹原市長

年 月 日付けで補助金変更(中止)承認申請のありました公募型補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、竹原市公募型補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1	補助事業名			
2	補助金交付決定額	変更前	<u>金</u>	円
		変更後	<u>金</u>	円

3 変更の内容

変更前

変更後

様式第10号(第13条関係)

公募型補助金実績報告書

			年	月	日
竹原市長	あて				
		住所			
		団体名			
		代表者氏名			

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 公募型補助金について、下記のとおり事業を完了したので、竹原市公募型補助 金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- (1) 公募型補助金事業報告書(様式第11号)
- (2) 公募型補助金事業収支決算書(様式第12号)

様式第11号(第13条関係)

公募型補助金事業報告書

事 業 名					
実施期間	年年		月 月	日日	から まで
事業の目的					
実施内容					
事業の効果・成果					
課題・反省点					
今後の展開					
添付資料	写真, 印刷物	,その他	()	

備考 この事業報告書に記載しきれない場合は、別途提出してください。

様式第12号(第13条関係)

公募型補助金事業収支決算書

収入の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

支出の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

様式第13号(第14条関係)

公募型補助金額確定通知書

		石夯生佃奶亚 顿	唯化地州首			
				指令第 年	月	号 日
		様				
			竹原市長			印
	年 月 いて,下記のとおり 第14条の規定により					
		記				
1	交付決定額	<u>金</u>	円			
2	交付確定額	<u>金</u>	円			

公募型補助金交付請求書

年	月	日
	Л	-

竹原市長 あて

住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け指令第 号で補助金額の確定通知を受けた 公募型補助金について、竹原市公募型補助金交付要綱第14条の規定により、下 記のとおり請求します。

記

1 請求額 <u>金</u> 円

2 振込先

	銀行・信用金庫				本店・支店・店			
取扱金融機関名	農協			出張所				
口座種類・番号	普通・当座							
ふりがな								
口座名義								

公募型補助金概算払請求書

年 月 日

竹原市長 あて

住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定通知を受けた公募型補助金について、竹原市公募型補助金交付要綱第16条の規定により、概算払によって交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1	請求額	<u>金</u>	円
		<u>- </u>	

2 振込先

	銀行・信用金庫				本店・支店・店		
取扱金融機関名	農協				出張所		
口座種類・番号	普通・当座						
ふりがな							
口座名義							